

神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士として勤務していない保育士資格を有する者等の再就職支援により保育人材の確保を図るため、保育士等として一定の期間継続勤務した者に、神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金（以下「一時金」という。）を交付する事業を実施することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからキまでに掲げる施設のうち神戸市内に所在するものをいう。

ただし、市が運営する施設（指定管理施設を除く）を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設

キ 法第37条に規定する乳児院、法第38条に規定する母子生活支援施設、法第41条に規定する児童養護施設、法第43条の2に規定する児童心理治療施設、法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則第36条の4の2第1項第3号に規定する児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く）

(2) 潜在保育士 保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有する者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 本条第1項第1号に掲げるいずれの施設においても、保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者であって、保育士又は保育教諭もしくは幼稚園教諭として保育所等に雇用されたもの。

イ 本条第1項第1号に掲げるいずれかの施設において保育士又は保育教諭としての勤務経験がある者であって、当該施設を離職した後6月以上を経過してから保育士又は保育教諭もしくは幼稚園教諭として保育所等に雇用されたもの。

(3) 対象勤務時間帯 次のア及びイに掲げる時間帯。

ア 平日午前8時まで又は午後5時30分以降のうちの開所時間帯

イ 休日（日曜及び祝日）の開所時間帯

(交付対象事業者)

第3条 保育所等を経営する者であって、一時金の交付対象保育士を雇用した者とする。

(一時金の交付対象者)

第4条 一時金の交付の対象となる者は、潜在保育士のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 平成30年4月1日以降に非正規雇用された者であること。

(2) 過去に本事業による一時金の交付を受けていないこと。

(3) 対象勤務時間帯を含む雇用契約であること。

(4) 同一事業者が運営する保育所等での対象勤務時間帯を含む総勤務時間数が月20時間以上となる雇用期間が6月以上にわたる者。

(一時金の交付金額)

第5条 一時金の額は、交付対象者1人につき、100,000円とする。

(交付申請)

第6条 一時金の交付を受けようとする事業者は、神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長へ申請するものとする。

2 前項の申請は、第4条の要件を満たす者について、第4条第4項に定める期間を経過する日の属する月の翌月末までに行わなければならない。ただし、当該申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、一時金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(一時金の実績報告)

第8条 一時金の交付を受けた事業者は、当該一時金を交付対象職員へ支給を行った後、神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金実績報告書（様式第4号）をもって市長へ報告しなければならない。

(交付決定の取消し及び一時金の返還)

第9条 市長は、前条に規定する交付決定を受けた者が本要綱に違反した場合においては、一時金の交付決定を取消しまたは変更するものとする。取消しまたは変更においては、神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金交付決定取消・変更通知書（様式第5号）をもって対象となる事業者へ通知を行う。

2 市長は、前項の交付取消しまたは変更が行なわれた場合においては、一時金を既に交付しているときは、神戸市潜在保育士等職場復帰支援一時金返還命令書（様式第6号）をもって当該一時金の一部または全額の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。